

就農したい

農業経営を
改善したい

しふ
まく

農業経営を
法人化
したい

農業経営を
継承したい

農業経営の
人手が
足りない

農業経営を
拡大したい

農業経営の
人材育成を
したい

農業に
参入したい

ご相談ください



就農から農業経営発展までのワンストップ支援窓口

福島県農業経営・就農支援センター

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館1階

TEL 024-521-8676 FAX 024-521-7437 E-mail syunou-keiei@start-fukuagri.jp

福島県農業経営・就農支援センターとは？

福島県は令和5年4月に、県及び3つの農業関係団体の職員（JAグループ福島、（一社）福島県農業会議、（公財）福島県農業振興公社）がワンフロアに常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を福島県自治会館1階に開所しました。

就農を希望する皆さまや、現在農業を営んでおられる皆さまからの相談をワンストップでお受けする「福島ならではの」の体制となっております。

就農・定着から経営発展までステージに応じた一貫支援



就農相談・就農準備



就農・経営安定



経営発展

福島県農業経営・就農支援センター

| 福島県 | JAグループ福島 | 福島県農業振興公社 | 福島県農業会議 |
|--------|-----------|------------|-----------|
| 制度・事業等 | 産地・販路・融資等 | 就農準備資金・研修等 | 農地・経営・労務等 |

相談内容の共有・対応内容のフィードバック
センター提案の企画・計画の検討及び実現

7つの県農林事務所（サテライト窓口）・市町村・JA等

センターへ相談することによる4つのメリット

1 1つの窓口で様々な相談に対応できるので、複数の相談窓口に行かなくて済む！

ご相談いただいた内容に応じて、センター内担当者や農林事務所、市町村、JA等と連携しながら対応していきます。

2 就農場所が決まっていなくても相談できる！

一人ひとりの就農ビジョンを聞き取りした上で、経営内容や就農場所、就農に向けた流れや資金などのご提案をさせていただきます。就農場所が決定したら、または就農場所が決定している場合は管轄の農林事務所や市町村等と連携しながら対応していきます。

3 就農予定の地域が変わってもセンターを通じて、県内の関係機関・団体に情報が共有されているので、継続した相談ができる！

センターや関係機関に相談いただいた内容はすべてセンターで集約されていますので、就農場所が変わった場合でもスムーズな対応が可能です。

4 経営改善のための専門家を派遣してもらえる！

就農後の規模拡大や法人化等の相談内容に応じて、無料で専門家の派遣を受けることができます。
※専門家派遣には、経営診断を行った上で、センター内の審査を必要とします。

就農相談・経営相談 Q&A

Q1 就農相談する際、事前に必要なことは？

具体的な経営内容が決まっていなくても相談可能です。その場合は、就農に向けた考えやビジョン、資金等の聞き取りをした上で、経営内容や就農場所、就農に向けた流れや資金面等のご提案をさせていただきます。可能であれば、どんな経営をしたいか（親元か独立・自営か雇用か、栽培したい品目等）、資金がどのくらいあるかなどを整理して相談いただくと、より早い段階から具体的なご提案ができます。

Q2 技術や経験がないけど就農できる？

技術やノウハウを習得してから就農することが望ましいため、福島県が認定した県内の研修機関（100カ所以上）で研修した後に就農することをおすすめしています。地域によって野菜や果樹、花き、水稻などの研修機関があります。研修せずに就農したい場合は、まず管轄の農林事務所やJA等と相談してください。

Q3 資金面が不安だけど就農できる？

制度等の活用により資金の確保は可能ですが、自己資金は必要です。特に独立・自営就農の場合は、施設や機械等の初期投資が必要となります。ご自身の考える経営と資金調達をよく検討して就農することが重要です。

【活用できる制度】※条件等は詳細を確認ください

【活用できる資金】※条件等は詳細を確認ください

| 制度名 | 支援内容 |
|----------------------------|---|
| 就農準備資金 (就農前・研修の実施) | 対象：就農予定時原則50歳未満 交付金額：交付期間1月につき12.5万円/人（1年につき最大150万円） 交付期間：最長2年間（海外研修で1年延長） |
| 経営開始資金 (就農後) | 対象：独立・自営就農時原則50歳未満 交付金額：交付期間1月につき12.5万円/人（1年につき150万円）（夫婦は1.5倍） 交付期間：最長3年間（経営開始後3年度目分まで） |
| 経営発展支援事業 (就農後・機械や施設等整備) | 対象：認定新規就農者（就農時50歳未満、R4以降の独立・自営者） 支援額：補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金交付対象者は上限500万円） 補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助率上限1/2） |

| 資金名 | 支援内容 |
|---------|---|
| 青年等就農資金 | 対象：認定新規就農者 資金の用途：施設・機械、果樹・家畜、経営費等 融資限度額：3,700万円（特認1億円） 返済期間：17年以内（うち据置期間5年以内） 利率（年）：無利子 |
| 農業近代化資金 | 対象：認定農業者、認定新規就農者等 資金の用途：施設・機械、果樹・畜産、経営費等 融資限度額：1,800万円（特認2億円） 利率（年）：1.00% ※R5.3.20現在 |

Q4 経営相談はどんな相談内容が対象？

基本的に農業に関する相談であればどんな方からの相談も受け付けます。例として、以下のような内容が挙げられます。

- ①経営改善・診断
- ②法人化
- ③税務・財務
- ④新規就農（就農希望者を除く）
- ⑤規模拡大・集積
- ⑥施設整備
- ⑦IT・情報化
- ⑧生産技術・技能
- ⑨雇用労務
- ⑩経営継承・相続
- ⑪金融・融資
- ⑫法律問題
- ⑬販路拡大・販促
- ⑭農業参入
- ⑮集落営農
- ⑯補助事業（目標達成）
- ⑰その他

Q5 どのような専門家を派遣してもらえる？

相談いただいた内容をもとに、経営診断を行った上で、専門家派遣が必要とセンターで判断した場合に右表のような専門家を派遣します。

なお、現在センターで登録している専門家の方は福島県農業担い手課ホームページ「農業経営・就農サポート推進事業における登録専門家名簿」に掲載しております。

| 専門家 | 支援内容 |
|-----------------|----------|
| 社会保険労務士 | 労務・人材 |
| 税理士 | 税務・事業承継 |
| 司法書士 | 法人設立・手続き |
| 中小企業診断士 | 経営診断・労務 |
| 行政書士 | 法人設立・手続き |
| 公認会計士 | 経営診断・税務 |
| デザイナー | 6次化 |
| 農業法人経営者 | 農業経営 |
| 普及指導員・農業士・営農指導員 | 技術指導 |

Q6 経営相談後は専門家派遣以外にどのような支援が受けられる？

経営相談後は、管轄の農林事務所や市町村、JA等による継続的な支援を受けることができます。その中で、各関係機関が特に重点的な支援が必要と判断した場合は、センターを中心に個別の支援チームを組み、経営戦略を立てながら専門家派遣やその後の継続支援を行っていきます。

福島県の農業経営・就農相談窓口

福島県農業経営・就農支援センターと農林事務所が県の農業経営と就農相談の窓口となっております。また、市町村や農業委員会、JA等でも相談対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

▼農業経営・就農相談窓口【県域】

| 名称 | | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|--|---|--------------------|---|---|
| 福島県農業経営・ 就農支援センター 県内どの地域 のご相談も 対応いたします | 福島県農業担い手課 | 福島市中町8-2 福島県自治会館1階 | 024-521-8676 FAX 024-521-7437 | 受付時間（平日） 8:30～17:15 駐車場 県庁外来駐車場 （センターにて駐車券 に押印します） |
| | 福島県農業協同組合中央会 担い手支援課 （JA福島担い手サポートセンター） | | | |
| | 福島県農業会議 | | | |
| | 福島県農業振興公社 | | | |

▼農業経営・就農相談窓口【地域】

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 備考 |
|----------|-----------------|-------------------|---|
| 県北農林事務所 | 農業振興普及部 | 福島市杉妻町2-16 | 024-521-2609 福島市、川俣町 |
| | 伊達農業普及所 | 伊達市保原町大泉字大地内124 | 024-575-3181 伊達市、桑折町、国見町 |
| | 安達農業普及所 | 二本松市金色424-1 | 0243-22-1127 二本松市、本宮市、大玉村 |
| | 就農コーディネーター（県北） | 福島市杉妻町2-16 | 070-8801-4416 県北農林事務所管内全域 受付時間（月火木金）9:00～17:00 |
| 県中農林事務所 | 農業振興普及部 | 郡山市麓山1-1-1 | 024-935-1310 郡山市 |
| | 田村農業普及所 | 三春町大字熊耳下字荒井176-5 | 0247-62-3113 田村市、三春町、小野町 |
| | 須賀川農業普及所 | 須賀川市花岡34-2 | 0248-75-2180 須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、 玉川村、平田村、浅川町、古殿町 |
| | 就農コーディネーター（県中） | 郡山市麓山1-1-1 | 070-8801-4417 県中農林事務所管内全域 受付時間（月火水木）9:00～17:00 |
| 県南農林事務所 | 農業振興普及部 | 白河市昭和町269 | 0248-23-1565 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、 矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 |
| | 就農コーディネーター（県南） | | 070-8801-4418 県南農林事務所管内全域 受付時間（平日）9:00～17:00 |
| 会津農林事務所 | 農業振興普及部 | 会津若松市追手町7-5 | 0242-29-5306 会津若松市、磐梯町、猪苗代町 |
| | 喜多方農業普及所 | 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 | 0241-24-5743 喜多方市、北塩原村、西会津町 |
| | 会津坂下農業普及所 | 会津坂下町大字見明字南原881 | 0242-83-2112 会津坂下町、湯川村、柳津町、 会津美里町、三島町、金山町、昭和村 |
| | 〃 金山普及所 | 金山町大字川口字上町656-1 | 0241-54-2801 金山町、昭和村 |
| | 就農コーディネーター（会津） | 会津若松市追手町7-5 | 070-8801-4419 会津農林事務所管内全域 受付時間（平日）9:00～17:00 |
| 南会津農林事務所 | 農業振興普及部 | 南会津町田島字根小屋甲4277-1 | 0241-62-5264 南会津町、下郷町 |
| | 〃 南郷普及所 | 南会津町山口字村上842 | 0241-72-2243 南会津町、檜枝岐村、只見町 |
| | 就農コーディネーター（南会津） | 南会津町田島字根小屋甲4277-1 | 070-8801-4420 南会津農林事務所管内全域 受付時間（平日）9:00～17:00 |
| 相双農林事務所 | 農業振興普及部 | 南相馬市原町区錦町1-30 | 0244-26-1149 相馬市、南相馬市、新地町、飯館村 |
| | 双葉農業普及所 | 富岡町小浜481 | 0240-23-6474 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村 |
| | 就農コーディネーター（相双） | 南相馬市原町区錦町1-30 | 070-8801-4421 相双農林事務所管内全域 受付時間（平日）9:00～17:00 |
| いわき農林事務所 | 農業振興普及部 | いわき市平字梅本15 | 0246-24-6162 いわき市 |
| | 就農コーディネーター（いわき） | | 070-8801-4422 いわき農林事務所管内全域 受付時間（平日）9:00～17:00 |

注：福島県農業振興公社の就農コーディネーターは、各農林事務所農業振興普及部に配置されています。

▼こちらもぜひご確認ください！

（公財）福島県農業振興公社就農支援センター
<http://fnk-syunou.jp/>



福島県で農業しよう！「ふくのう(fukunou)」
<https://start-fukuagri.jp/>

